

~~る保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。) に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。~~

第2 地域定着支援

1 地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 306単位

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(I) 712単位

(2) 緊急時支援費(II) 95単位

注1・2 (略)

2の2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、ロの(1)の緊急時支援費(I)を算定する場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

2の3 (略)

3・4 (略)

2 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3 日常生活支援情報提供加算 100単位

注 指定地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該指定地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者1人につき1月に

第2 地域定着支援

地域定着支援サービス費

イ 体制確保費 305単位

ロ 緊急時支援費

(1) 緊急時支援費(I) 711単位

(2) 緊急時支援費(II) 94単位

注1・2 (略)

(新設)

2の2 (略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

1回を限度として所定単位数を加算する。

4 居住支援連携体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 地域居住支援体制強化推進加算 500単位 (新設)

注 指定地域定着支援事業所の従業者が、当該指定地域定着支援事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域定着支援事業所において、当該利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。